

当総務委員会に付託された案件については、9月12日、午前11時25分から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第68号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

新庁舎建設工事の契約金額変更は、労務費のみの増額とのことであるが、労働者に確実に行きわたるのか。また、その確認はできるのか。とに対し、

工事の受注者と下請け業者の間での労働者に適正な賃金を支払うという条項を含んだ下請負契約を担保としていますが、下請け業者において労務者まで行き渡っているかの確認については、受注者が下請け業者の経営状況まで踏み込むことになり非常に困難であります。とのこと。

労働単価の約7%の上昇の根拠は何か。また、その上昇分を単純な賃金として考えるとかなりの額となるが適正であるのか。とに対し、

各種資料を基に、33種類に分類された労務単価の上昇率の平均が7%となっております。また、上昇分につきましては、諸経費等も含まれているため、上昇分全てが労働者への賃金となるわけではありません。とのこと。

受注者からの申し入れを受けたのは8月5日とのことだが、愛知県の運用を準拠すると請求日は申し入れのあった日となる。この日から起算して14日以内で受注者と協議した日を基準日とすると定められており、8月31日を基準日とするのは運用から外れていないか。とに対し、

受注者から要望額の請求を受けた8月22日を請求日とし、同日から起算して14日以内である8月31日を基準日としたことは、受注者と協議の上合意に至った結果であり、愛知県の運用を準拠しているとは言い難い面もありますが、妥当性はあると考えております。とのこと。

計画上よりも実際の残工事量が多く、その部分の上昇分まで加味して算出されているのはなぜか。とに対し、

計画上の進捗率より遅延した理由を精査した結果、土壌改良の際の地中埋設物の除去による遅延など不可抗力によるものと、鉄骨の製作が間に合わな

く、搬入が遅延したなど受注者側の責任によるものを確認し、協議の上、残工事量を決定しました。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。